

Ⅱ. B小学校における校内支援体制（「支援委員会」）の構築過程

廣瀬由美子 肥後祥治 柘植雅義 藤田直子

1. はじめに

B小学校における取り組みは、平成11年度より実施された、本プロジェクト研究の研究協力校としての実践であり、私達スタッフは、当時から月に1回程度学校訪問を行い、特に研究協力者の先生と協議を行う中で、校内の支援体制の構築過程を明らかにするとともに、その体制作りの充実と有効性について研究を進めてきた。ここでいう校内の支援体制とは、平成11年度の文部科学省（当時は文部省）に置かれた、学習障害及びこれに類似する学習上の困難を有する児童生徒の指導方法に関する調査研究協力者会議から出された、「学習障害児に対する指導について（報告）」の中の「校内委員会」と同様な機能をもつ組織である。

そこで、本報告では、B小学校における校内の支援体制の構築過程について、研究所のスタッフとの連携の視点からまとめていく。

2. 学校概要

B小学校は、B県の南に位置する地方都市の、新興住宅地の中に開設された比較的歴史の新しい学校である。保護者は、都内等から新居を購入して転居してきたケースが多く、ほとんどが新住民で構成された学校である。

児童数は約450人、教職員数は24人で、音楽とチームティーチング（以下TT）の専門教員もいる。また、市の予算から各学校にアシスタント・ランゲージ・ティーチャー（ALT）が配属され、1～6年生まで週14時間の英語教育が実施されている。

学級数は全部で15学級あり、言語障害特殊学級（以下言語学級）と情緒障害特殊学級（以下情緒学級）も含まれている。

3. 校内の支援体制構築の過程（Ⅰ）

平成11年度は、B小学校の職員研修において、研究所のスタッフによる「特別な教育的支援を必要とする児童の理解と対応について」の講義を2回実施した。また併せて、校内における特別な支援が必要な児童の実態調査も実施した。この背景には、①通常の学級に、学習障害（以下LD）や注意欠陥／多動性障害（以下ADHD）等の特別な教育的支援を必要としている児童がいると思われたこと、②そのような児童の通常の

学級での対応の現状を明らかにすること、③特別な教育的支援を必要とする児童の理解と、具体的な対応についての情報提供等があった。

1) 特別な教育的支援を必要とする児童の実態調査

通常の学級担任を対象に、各学級における特別な教育的支援が必要と思われる児童の実態調査を行った。それによると、LDやADHD等の状態像を示す児童も含めて、通常の学級に在籍している児童では20人ほどであり、特殊学級の在籍児童と合わせると、B小学校には、およそ30人ほど特別な指導や教育的支援を必要とする児童がいることが明らかになった。

このような児童の主な状態像は、「学習の遅れ」に関する記述が目立った他に、「集中力がない」「友達関係でトラブルが多い」「忘れ物が多い」「授業態度に落ち着きがない」「人の話が聞けない」「興奮しやすい」等の記述も多くみられた。また、その具体的な対応では、「机間指導の際個別に声をかける」「休み時間や放課後残して学習指導をする」「友達とのトラブルでは両者の意見を聞く」等があった。

2) 特別な教育的支援を必要とする児童理解のための校内研修

言語学級には、LDの疑いがある児童とADHDの疑いがある児童が在籍している。彼らは、交流教育として通常の学級で指導を受ける時間が多く、さらに前述した調査からは、学校全体でおよそ30人の児童が、何らかの特別な指導や教育的支援を必要としていることから、研究所スタッフによる職員研修を2回実施した。

第1回目は、「通常の学級で特別な教育的ニーズのある児童の理解」というテーマで、校内の実態調査を基に、LDやADHD等の障害特性の理解を中心に研修を行った。

また第2回目は、「行動上の問題への取り組みをどう考えるか」ということで、問題行動の理解とその具体的な対応について研修を行った。

これらの研修に関する職員の感想は、「自分の学級に気になる子どもが数人いるので、大変勉強になった」とか、「特殊教育の研修を全職員で受けることで、障害や問題行動に関する教師の意識が変わっていくように感じた」「気になる子どもの具体的な対応については、全職員が良く知っている児童のケースを例にしながら、事例研究を行えるとさらに良く理解できると思う」といった、研修に関する肯定的な意見が大部分であった。

3) 支援体制構築に向けてキーパーソンに対する情報提供及び協議の実施

特別な教育的支援を必要とする児童に対して、校内で支援体制を構築するためには、リーダーシップをとり校内のキーパーソンとなって行動できる人が必要であった。

そこで、B校の支援体制を構築するために、言語障害特殊学級担任（以下協力者）にキーパーソ的な役割を担ってもらうため、研究所のスタッフと協力者は、月に1回程度具体的な協議を進めていった。スタッフからは、「学習障害児に対する指導について（報告）」等を中心とした様々な特殊教育に関する情報提供を行うとともに、協力者とB校の既存の各委員会の機能を見直しながら、支援体制の土台作りを行った。

以後、協力者の大きな役割は、スタッフと実施した協議内容等を基に、校内の支援体制構築とその充実に向けて実際的な活動を行うことであった。また、研究所スタッフの主な役割は、協力者の具体的な活動を支えるための情報提供やスーパーバイズであった。

4. 校内の支援体制構築の過程（Ⅱ）

平成12年度から13年度は、校内の支援体制を試行錯誤しながら整えた時期である。その間、キーパーソンとして活動した協力者の仕事は、個人からチームへの活動と変化し、支援体制は正式に校務分掌上に位置づけられ、年間活動計画が整理されていった。

1) 既存の委員会の整理・統合

平成12年は、①「配慮を要する児童に対する支援の取り組み」の構想と運用の検討、②年間計画作成及び活動の実施、③支援委員会を通して具体的な支援方法の検討、といった3点を主目的に、キーパーソンの役割を果たしている協力者や、時には教務主任、学校長らと協議を実施した。12年度の支援委員会の活動に関する成果と課題は、以下の通りである。

成果としては、①校内の「生徒指導部」・「保健体育部」・「特殊教育部」の活動が整理され、大きな1つの枠組みとして「配慮を要する児童に対する支援委員会（以下「支援委員会）」が再組織され、年間計画が作成されたこと、②「支援委員会」に関する職員の感想から、会議の内容に関して肯定的な意見が多かったこと、③必要に応じて実施したケース会議では、学年や個に応じた支援が可能であったこと、④「支援委員会」で使用する記録様式を共通化したことで、共通の視点で協議ができたことがあげられた。一方課題としては、①支援方法や記録方法の更なる改善や改良、②「支援委員会」実施のための計画立案や運用・評価に関して、

チーム（ワーキング）で行う必要性があげられた。

2) 「支援」の観点の整理

B校では、「校内委員会」と同様な機能をもつ委員会を「支援委員会」と呼び、学校全体で特別な指導や支援を必要としている児童に対して、「教育相談的支援」「特殊教育的支援」「保健教育的支援」の3つの観点から整理した。

教育相談的支援とは、いじめ問題や不登校、帰国子女の言葉等の問題等を中心に支援を考えることであり、特殊教育的支援とは、特殊学級在籍児童やLD・ADHD・高機能自閉症等のある児童、軽度の知的障害のある児童、学力不振児童といった、主に学習の問題や発達面から支援を必要としている児童の支援を考えることである。また、保健教育的支援とは、健康管理や身体上の配慮を必要とする児童の支援を考えるものであり、このように3つの観点からみることで、特別な指導や支援を必要とする児童が洩れることのないように配慮した。

3) 「支援小委員会（ワーキング活動）」の設置

前述したように、校内の支援体制構築に関しては、キーパーソ的な役割を担っていた言語学級担任（協力者）の活動は大きな推進力であった。「支援委員会」の年間計画を作成し、その活動の運営と結果の報告等を全職員に提供し、さらに職員から出された感想や評価をまとめる作業等、その活動にも個人レベルで行える限界が出てきた。

そこで、平成13年度からは、「支援委員会」の企画や運営、評価に関する活動をチームで行うこととして、「支援小委員会」を設置した。このワーキングチームは、生徒指導主事を委員長として、生徒指導部と特殊教育部、保健教育部から各1名ずつ選出され、合計4名で構成されている。また、平成14年度からは、「支援推進委員会」と名称を変更し、校務分掌上にも明記されている。

4) 「支援委員会」の年間活動計画

平成14年度は、試行錯誤して実施した「配慮を要する児童に対する支援委員会（支援委員会）」が組織上明確に位置付けられ（図1参照）、表1のような年間活動計画が作成されて定着しつつある。なお「支援委員会」は全職員がメンバーとなっている。

年間の活動について説明すると、まず5月・7月・2月に行われる「支援会議（1）～（3）」と「支援状況連絡会」は、全職員で行っている会議である。特に、「支援会議（1）～（3）」は時間を特設して行う会議であり、特殊学級に在籍する児童や、通常の学級に在

籍している特別な支援が必要と思われる児童を対象に、学校生活の状況報告を行い、適切な対応や必要な支援策等を協議する場である。また「支援状況連絡会」は、「支援会議」を実施しない月に行う小会議で、主に支援に対する児童の変容や事例検討等を行っている。さらに「支援状況連絡会」で報告された緊急に支援策をこうじる必要のある児童に対しては、随時「ケース会議」として関係職員で協議を実施している。

5. まとめ

B小学校における校内支援体制構築のためのスタッフの取り組みをまとめると、平成11年度は、キーパーソンとなる協力者に対して、必要な情報を提供するとともに、他の職員に対しても、特別な支援を必要とする児童の理解に関する研修を行い、支援が必要な児童に対する学校全体の意識の向上を試みた。平成12年度

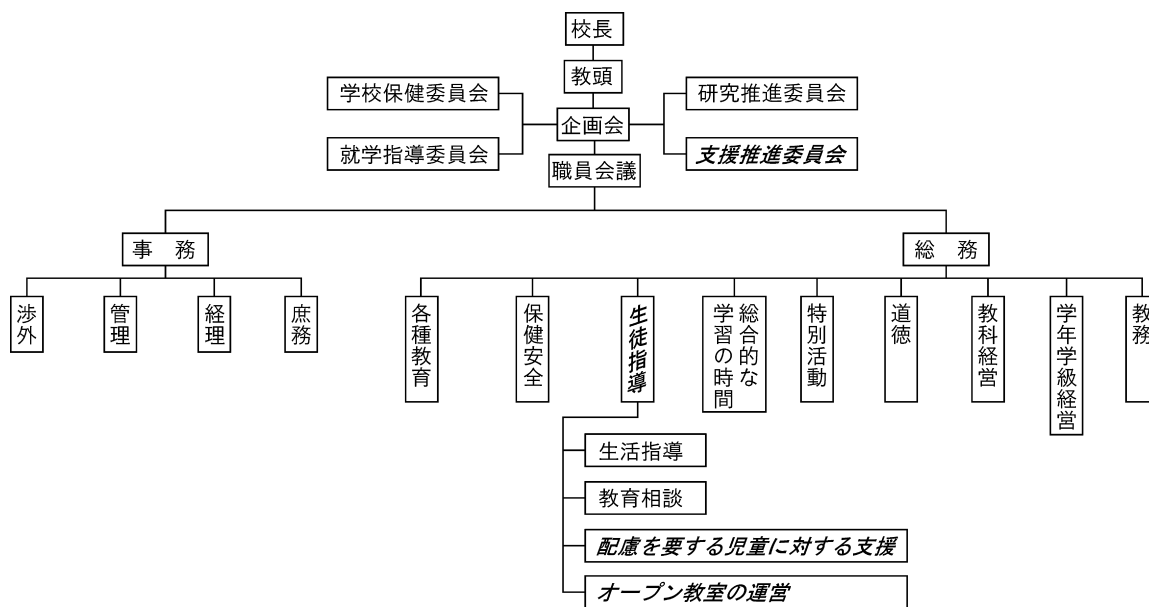


図1 B小学校における学校運営機構（平成14年度）

表1 平成14年度「配慮を要する児童に対する支援〈支援会議〉」年間活動計画

月	活動の内容	関連
5月	支援会議（1） ・配慮を要する児童について共通理解を図る	市就学指導委員会（1） ・新年度の就学状況報告
6月	支援状況連絡会 《ケース会議》	
7月	支援会議（2） ・配慮を要する児童についての経過報告をする ・通常の学級において、個別の支援が必要と思われる児童の支援の内容と方法を検討する。	
9月	支援状況連絡会 《ケース会議》 就学指導に係わる情報収集 ・個別検査の実施及び分析 ・個別の支援が必要な児童の検討	市就学指導委員会（2） ・就学についての判定等
10月	支援状況連絡会 《ケース会議》 就学指導委員会（1） 《校内就学指導委員会》 ・校内就学指導に関する判定を行う ・判定を受けなかった児童への個別の支援方法の検討	
11月	支援状況連絡会 《ケース会議》 就学指導委員会（2） 《校内就学指導委員会》 ・判定を受けた児童に適正な指導・支援を行うための体制を検討し、就学指導を実施する。	
12月	支援状況連絡会 《ケース会議》 支援状況連絡会 《ケース会議》	市就学指導委員会（3） ・入級指導の結果報告等
1月	支援会議（3） ・配慮を要する児童についての経過報告をする	
2月	・次年度への課題の引き継ぎを実施する	

と13年度の2年間は、主に協力者の校内での活動の支援であった。校内支援体制の構築を実現するために、協力者とともに互いのアイデアを出し合い協議を重ねる中で、①具体的には既存の各委員会の機能を見直すこと、②それらの委員会を整理し統合すること、③「支援委員会」という校内体制で年間活動計画を作成すること、④計画にそって実際の活動を実施すること、⑤実施した活動の評価をすること、⑥評価から修正可能な部分を検討すること、⑦「支援委員会」を校務分掌上の組織として位置づけること、⑧「支援委員会」を運営するための組織（「支援推進委員会」：キーパーソンからチームの運営）を作ること等を確認し、実施することができた。そして平成14年度は、これらの組織における様々な活動がさらに充実するために、会議の運営内容やその方法等の取り組みに力を入れた年であった。

これら一連の活動がスムーズに実施できた背景を考えると、協力者の前向きな意欲と学校長の理解が大きかったように考える。本研究を4年間実施する中で、現在の学校長は2人目であるが、先の学校長は、研究内容に理解を示し研究協力校になることを快く承諾して下さった。また現在の学校長は、校内で特別な支援が必要な児童に対して、全職員で取り組む支援体制は是非必要との考えから、スタッフや協力者の考えを理解して、学校長自ら組織化を行う上でのアイデアを出して下さった。

また、協力者においては、スタッフとの協議に関しても常に前向きな姿勢で取り組んで頂き、実際の活動を行うにあたっては、スタッフでは分かり得ない職員間の調整を上手く取り計らいながら、一つ一つ丁寧な手順で活動を実行し、常に職員からそれらの活動の評価をもらうことで、結果的には、職員全体が本研究の実践者になっていったように思える。

最後に、B小学校における私達スタッフは、平成13～14年度に文部科学省で実施した「学習障害児（LD）に対する支援体制の充実事業」における、巡回相談事業の巡回相談員的な機能を果たしたと考えられる。その意味では、B小学校において、校内支援体制を構築するにあたり効果をあげることは可能であった。しかし今回、専門家チームの機能に値する外部支援が得られなかったことから、校内で特別な教育的支援を必要とする児童に対して、モデル事業でいうような学習障害か否か等といった教育的判断や、望ましい教育的対応に関する専門家の意見を得ることが困難であった。このことは、B小学校の職員からも希望としてあげられていたことで、巡回相談員としての機能をもつ専門家と同時に、専門家チームのような役割を果たす機関が必要であった。学校では、その児童の障害等に関する専門家からの教育的判断が得られていない現状では、「支援委員会」で児童の対応や支援方法を検討しても、当然ベストなものとは言えない不安がつきまとうであろう。

以上のことから、校内支援体制が構築する過程や、「支援委員会」等の充実を考えると、学校に対する専門機関のサポートは非常に重要であると考えられる。また、今回のように専門家と言われる外部の人間が、校内支援体制を構築する等の共同研究を実践する場合、その経験から重要だと考えたことを以下に挙げると、①窓口となる協力者の、学校における立場を理解すること、②協力者に対して必要な情報提供は十分に行うこと、③協力者から研究に必要な学校内の情報をもらうこと、④学校管理者に対しても必要な情報提供は行うこと、⑤協力者とは対等の関係で協議を行い、役割を明確にしながら互いに補助し合うこと、⑤協力者の活動に関して、具体的なアドバイスや方向性が示せるよう専門性を磨くこと等が考えられる。